

公 募 要 領

1. 件名

睡眠領域の世界情勢に関する調査業務

2. 業務の目的、概要

国立大学法人筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構（以下、「IIS」という。）は、睡眠覚醒制御機構の解明を目指し、基礎研究から橋渡し研究までを見据えた研究、調査を行う睡眠医科学研究拠点である。

本委託業務は、睡眠領域に関する日本および海外主要国/地域の状況を技術、市場、施策、公衆衛生の観点から調査することで、世界の睡眠領域（以下「対象領域」）の動向を把握し、日本の抱える潜在的な課題を導出するものである。

3. 業務内容

睡眠領域の世界情勢に関する調査業務（詳細は仕様書のとおり）

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和7年度に、関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 仕様書の交付並びに企画提案書の提出方法等

(1) 仕様書の交付

仕様書は本公告添付のファイルからダウンロードすること。

(2) 説明会の開催日時及び開催場所

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

(3) 質問事項の受付・回答

〒305-8577 茨城県つくば市天王台1-1-1

国立大学法人筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構(IIS) 事務室

TEL:029-853-3032 E-mail:kimura.atsushi.gm@un.tsukuba.ac.jp

質問受付期限: 令和7年11月4日 12時00分まで

回答期限:令和7年11月6日 15時00分まで

質問はE-mailで受付・回答を行うこととし、送信件名は「【質問】睡眠領域の世界情勢に関する調査業務」とする。

(4) 企画提案書の提出方法

以下の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。

なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。

企画提案申請書(様式1)正1部、写5部、電子データ(CD-R等)を提出すること。

添付資料:

- ① 令和7年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書(全省庁統一資格又は筑波大学資格)の写し
- ② 会社等組織の概要が分かる資料(要覧、会社案内パンフレット、定款等)
- ③ 提案企画に関連性の高い過去の実績一覧表(実績については直近3件までとし、契約の相手方、件名、契約日、契約金額等が記載されていること)
- ④ 企画提案書(仕様書に基づく内容)
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画および実施体制(人員配置等を含む)
- ⑥ 調査報告書の構成案(記載事項案および分量等)
- ⑦ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑧ 概算見積書(積算内訳を含む)

(5) 企画提案書の作成方法等

- ① 用紙の大きさはA4版縦、横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じA4版横又はA3版の折り込みも可とする。
- ② 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③ 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- ④ 企画提案の内容については、他の企画・提案からの引用及び転載等を禁止する。

(6) 提出期限

令和7年11月10日 17時00分 必着

提出先:上記(3)に示す場所。

7. 業務期間、業務規模及び採択数

業務期間:契約締結の日から令和8年3月31日まで

業務規模:500万円未満(消費税及び地方消費税を含む)

採択数:1件

8. 誓約書の提出等

- (1)本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式2)を提出しなければならない。
- (2)前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

9. ヒアリングの実施について

提出された一部又は全部の企画提案書に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

10. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を提出した応募者を契約予定者として選定する。なお、選考委員会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (3) 契約書の作成の要否
要
- (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

11. スケジュール

- (1) 公募公告期間:令和7年10月24日～令和7年11月10日
- (2) 質問受付期限:令和7年11月4日 12時00分
- (3) 質問回答期限:令和7年11月6日 15時00分
- (4) 企画提案書提出期限:令和7年11月10日 17時00分 必着
- (5) 審査:令和7年11月中旬
- (6) 選考終了:令和7年11月下旬
- (7) 契約締結:令和7年12月中旬予定
- (8) 契約期間:契約締結日～令和8年3月31日

12. その他

- (1) 業務実施にあたっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 再委託は禁止する。
- (3) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

様式1

受付番号※	
-------	--

筑波大学記入欄(申請者記入不要)

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称:	
代表者職名 :	
代表者氏名 :	印

睡眠領域の世界情勢に関する調査業務について、当団体は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

企画提案申請書

1. 申請者に関する事項				
ふりがな				
商号又は名称				
代 表 者 役 職・氏 名	役 職 名		印又は 署名	
	ふりがな			
	氏 名			
所 在 地	(〒 —)			

2:添付書類	
①	令和7年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書の写し
②	会社等組織の概要が分かる資料
③	提案企画に関連性の高い過去の実績一覧表
④	企画提案書(提案内容は仕様書を基に提案すること)
⑤	当業務全体に係る実施計画及び実施体制(人員配置等)
⑥	調査報告書の構成案(記載事項案および分量等)
⑦	「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相確認通知の写し
⑧	概算見積書(積算内訳を含む)
⑨	誓約書

◎事務連絡担当者に関する事項
(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふりがな)	
担当者氏名	
所属部署名	
役職名	
電話番号(内線番号)	
FAX番号	
E-mail	
書類等送付先 (団体所在地と異なる場合に記載)	

様式2

誓 約 書

☐ 私〇〇〇〇 ☐ 当社〇〇〇〇

は、次に掲げる1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

年 月 日

住所(又は所在地)

社名及び代表者名

署名(自署)

※ 個人の場合は、生年月日を記載すること。

※ 法人の場合は、役員の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

※ 誓約書は、原則自署としますが、記名押印(契約書を締結する時と同じ印)で可とします。

審査基準

1. 選定方法

提出された企画提案書に基づき、本学内に設置する選考委員会(以下「選考委員会」という。)において、書類選考を実施し、必要に応じてヒアリングも実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

2. 選考実施日

令和7年11月中旬頃

3. 評価項目

「仕様書 4. 業務内容」を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

＜業務実施主体及び業務内容に関する評価＞

- (1) 実績・経験:本業務に関連する業務実績が十分にあること【25点】
- (2) 業務の妥当性:提案する調査・業務報告書の構成について、仕様書に照らして適切であること【25点】
- (3) 業務の実現性:提案する調査により、実施すべきタスクが認識できており、実現性の観点でその内容や方法に留意されていること【25点】
- (4) 体制への配慮:本業務に関する実施体制(人員配置等)が十分であること【15点】
- (5) スケジュールの妥当性:本業務全体のスケジュールが十分に想定されており、妥当であること【15点】

＜ワーク・ライフ・バランス等に関する評価＞

- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること【6点】

4. 評価基準

- (1) 業務実施主体及び業務内容に関する評価に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている = 5点 優れている = 4点 普通 = 3点

やや劣っている = 2点 劣っている = 1点

なお、各評価要素の点数には「重要」(5)、「普通」(3)のウェイトをかける。

- (2) 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」にかかる評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分(複数の認定等に該当する場合は最も配点が高い区分)により評価を行う。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づく認定(プラチナえるぼし認定・えるぼし認定)

- ・プラチナえるぼし(※1) = 6.0点
- ・えるぼし3段階目(※2) = 5.0点
- ・えるぼし2段階目(※2) = 4.0点

- ・えるぼし1段階目(※2)=2.5点
- ・行動計画策定済(※3)=1.0点

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が100人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。

○次世代育成支援対策推進法(次世代法)に基づく認定(くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)

・プラチナくるみん(※4)=6.0点

・くるみん(令和7年4月1日以降の基準)(※5)=4.5点

・くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(※6)=4.0点

・トライくるみん(令和7年4月1日以降の基準)(※7)=4.0点

・くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)(※8)=3.5点

・トライくるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準)(※9)=3.0点

・くるみん(平成29年3月31日までの基準)(※10)=2.5点

・行動計画(令和7年4月1日以後の基準) ※3、※11=1.0点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則(以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定(ただし、※8及び※10の認定を除く。)

※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定(ただし、注10の認定を除く。)

※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定

※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定

※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律(令和6年法律第42号)による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

○青少年の雇用の促進等に関する法律(若者雇用促進法)に基づく認定

・ユースエール認定＝4.5点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

5. 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が1者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

評価シート 睡眠領域の世界情勢に関する調査業務

整理番号:	申請者の商号又は名称:
-------	-------------

評価者氏名: _____

評価項目	配点	評価	ウェイト	得点
1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価				
(1)	実績・経験: 本業務に関連する業務実績が十分にあること	25	5	
(2)	業務の妥当性: 提案する調査・業務報告書の構成について、仕様書に照らして適切であること	25	5	
(3)	業務の実現性: 提案する調査により、実施すべきタスクが認識できており、実現性の観点でその内容や方法に留意されていること	25	5	
(4)	体制への配慮: 本業務に関する実施体制(人員配置等)が十分であること	15	3	
(5)	スケジュールの妥当性: 本業務全体のスケジュールが十分に想定されており、妥当であること	15	3	
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価				
(6)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況	6	—	
合 計				

「1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価」について、大変優れている(5点)、優れている(4点)、普通(3点)、やや劣っている(2点)、劣っている(1点)として、評価欄に点数を記入すること。

「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、審査基準に定める点数を付ける。

仕 様 書

1. 業務名

睡眠領域の世界情勢に関する調査業務

2. 業務の目的、概要

本委託業務は、睡眠領域に関する日本および海外主要国/地域の状況を技術、市場、施策、公衆衛生の観点から調査することで、世界の睡眠領域(以下「対象領域」)の動向を把握し、日本の抱える潜在的な課題を導出することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日～令和8年3月31日まで

4. 業務内容

(1) 調査方法

- (ア) 対象領域の日本および海外主要国/地域の技術動向を、投資情報、特許情報等の観点から調査し、定性ならびに定量的な技術分析を行う。
- (イ) 対象領域に関連する市場の規模や成長性および主なプレイヤーを調査する。
- (ウ) 対象領域の日本および海外主要国/地域における施策動向およびその背景を調査する。
- (エ) 必要に応じて対象領域の有識者へのインタビューを実施し、政策背景や議論の動向を調査する。
- (オ) (ア)～(エ)の調査結果を元に、日本の抱える潜在的な課題を、公衆衛生および政策的観点から導出する。

(2) 調査準備

- (ア) 課題導出のためのプロセスや調査対象の国/地域について、本学担当教員と協議し、調整する。
- (イ) 報告書の内容について、本学担当教員と協議し、調整すること。

(3) 調査結果の報告、提出

受託者は、調査が終了してから委託期限までに、公衆衛生および政策的観点から日本の抱える潜在的な課題を導出し、調査報告書として紙媒体及び電子媒体で国立大学法人筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構に提出すること。

5. 業務指示

本業務の実施に当たっては、関連する法令等、契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、本学と常に密に連絡をとり、その指示に従わなければならない。

6. 資料収集

業務に必要な資料及び情報の収集は、受任者が行うものとし、本学は業務の遂行に協力する。また、本学から貸与された資料は一覧表を作成し、業務完了後速やかに本学に返還する。

ものとする。

7. 業務報告書等

請負者は、令和8年3月31日までに次の書類等を提出すること。

- ① 4. 業務内容に示す業務報告書 1部
- ② 4. 業務内容で実施した調査を収めた電子データを収めたCD-R等 1枚

8. 提出先

国立大学法人筑波大学国際統合睡眠医科学研究機構
(茨城県つくば市天王台1-1-1 睡眠医科学研究棟1F)

9. 検収

報告書等は本学の担当者による検収を受けるものとする

10. 支払い

検収完了後、適法な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。

11. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本学と密に連絡調整のうえ進めることとし、事前に実施体制、実施スケジュールを提出すること。
- (2) 業務委託料には、本業務の実施に必要な一切の経費を含むものとする。
- (3) 本学が提供する資料、情報は、本学の許可なく第三者に貸与、公開(公表)しないこと。
また、業務上知り得た情報は、本学の許可なく公開(公表)しないこと。
- (4) 業務遂行にあたって質疑が生じた場合は、質疑事項を文書にして上記8に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- (6) 請負者が第三者の著作物や写真を使用する場合、著作権などの処理については受任者が責任をもって対応すること。
- (7) 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則および役務提供契約基準によるものとする。
- (8) 調査結果の報告書は、本学の所有とし、発注者は請負者の許可を得ることなく使用することができる。

以上